

柔道整復師の労災保険 「特別加入」が認められる

厚生労働省 労働政策審議会



日整の強い要望実る

厚生労働省の労働政策審議会は12月8日(火)、労働条件分科会労災保険部会(以下、部会)を開き、柔道整復師ら3つの業種に労災保険への特別加入を認めることを明らかにした。写真。個人事業主の多い柔道整復師にも労災保険の「特別加入制度」の適用を強く要望してきた日本柔道整復師会(以下、日整)の努力が実った。今後、厚生労働省において省令が改正され、柔道整復師が一人で開業する場合でも、労災保険に任意加入できることになる。

日整

トピック

発行
公益社団法人
日本柔道整復師会
発行人 工藤鉄男
編集人 富永敬二

労災保険

「特別加入制度」

労働者災害補償保険(労災保険)は、もともと企業が保険料を負担し、雇用されている労働者の業務上又は、通勤途上における負傷・疾病・障害・死亡に対して保険給付を行う国の制度。こうした一般的な労働者に対し、法人の代表者や個人事業主などの労働者性を有さない役員は、労災保険に加入することはできないことになっている。しかし、中小企業や建設業の一人親方など、代表者自身が現場に立って労災保険の適用される労働者と一緒に仕事していることもある。そこで、労働者性のない人々を対象とした「労災保険特別加入制度」があり、自身で保険料を支払う形での加入が認められている。

この日の部会に日整からは三橋裕之総務部長と岡田事務局長が出席した。冒頭、厚生労働省労働基準局の労災管理課長から、「特別加入制度」の中に新たに加える三つの業種についての説明があり、各業種の代表者はその補足発言を行った。

日整の三橋部長は、「昨今の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、医療従事者の中でも接触を避けられないという仕事の特殊性があり、会員が安心して施術を続けられるよう、特別加入の要望書を提出している(工藤鉄男会長名で厚生労働

省労働基準局長宛)。

省労働基準局長宛)。

柔道整復師が労災保険の特別加入の枠組みに入ることでモラルハザードが起きるのではないかと懸念があるのではと推察している。そのようなことがあった場合は、労働災害の高い業種となってしまう、保険料率を高くされることもあるのではとも考えており、モラルハザードが起これないよう、教育を徹底していきたい」と発言した。

前回、11月16日(月)に開催された同部会にも三橋部長が出席し、「柔道整復師とは」「柔道整復師数、施術所数」「業

務上・通勤時の事故例」「ケガや事故に関する当該柔道整復師アンケート」のプレゼンを行い、柔道整復師の特別加入を強く訴えた。

特別加入団体の担い手に

厚生労働省は医療や福祉、介護の従事者が新型コロナウイルスに感染した場合、業務中に感染したことが認められれば労災保険の支給対象としている。全国ではクラスターが発生した飲食店の従業員が労災認定された事例も報道されている。

しかし、会社と雇用関係を持たない個人事業主は労災保険に入れないことがコロナ禍と相まって浮上し、特別加入制度の見直しとなった。

新たな加入対象となったのは、柔道整復師をはじめ、俳優や舞踊家、舞台監督など芸能従事者、作画監督らアニメーション制作従事者であり、大筋で合意に達した。

なお、特別加入団体の担い手として日整が予定されている。